

国営かんがい排水事業 沖永良部地区

事業の概要

本地区は、奄美群島の沖永良部島に位置しており、畑1,497haを対象に畑地かんがいを行うため、新規水源として地下ダムを築造するとともに、揚水機場、用水路等のかんがい施設を整備し、併せて関連事業により末端のかんがい施設の整備及び区画整理を実施するものである。

事業の目的・必要性

本地区の農業はさとうきび、ばれいしょを基幹とし、スプレイぎく、ソリダゴ、ゆり等の花き栽培が盛んである。

しかしながら、畑作に必要な用水は、降雨と一部のため池等に依存せざるを得ず、十分な用水手当がなされていないことから、農業生産が不安定であり、農業振興の妨げとなっている。

このため、本事業では、地下ダム、揚水機場、用水路等のかんがい施設を整備し、併せて関連事業により末端のかんがい施設の整備及び区画整理を実施することにより、安定的な用水の確保を図り、農業生産性の向上と農業経営の安定に資するものである。

事業の効率性

効用（年総効果額）

・農産物の生産量の増	2,883百万円
・営農経費の節減	413百万円
・施設の維持管理費の増減	118百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	8百万円
・公共施設機能の維持	20百万円
・地域用水機能の増進	15百万円
・区画整理に伴う地籍の明確化	1百万円
・畑地の耕作土流出対策による水辺環境の保全	24百万円

3,246百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総事業費		60,193百万円	
効用		3,246百万円	
廃用損失額		97百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数		45年	当該事業の耐用年数
還元率×(1+建設利息率)		0.0521	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	= / -	62,203百万円	
費用便益比	= /	1.03	

注1) 総事業費、総便益には関連事業を含む。

注2) 百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

注3) 数値は土地改良法に基づく法手続を経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

本事業により、基幹水利施設を建設し農業用水の確保を図り、併せて関連事業により末端用水施設等の整備を行うことにより、農業生産性の維持向上と農業用水の安定供給が可能となり、年間約2,883百万円相当の農業生産の向上、295百万円相当の営農経費の節減等が図られる。

日程・手続

平成18年度中に、土地改良事業計画の概要の公告等の土地改良法に基づく手続を開始する予定である。

事業に対する決議

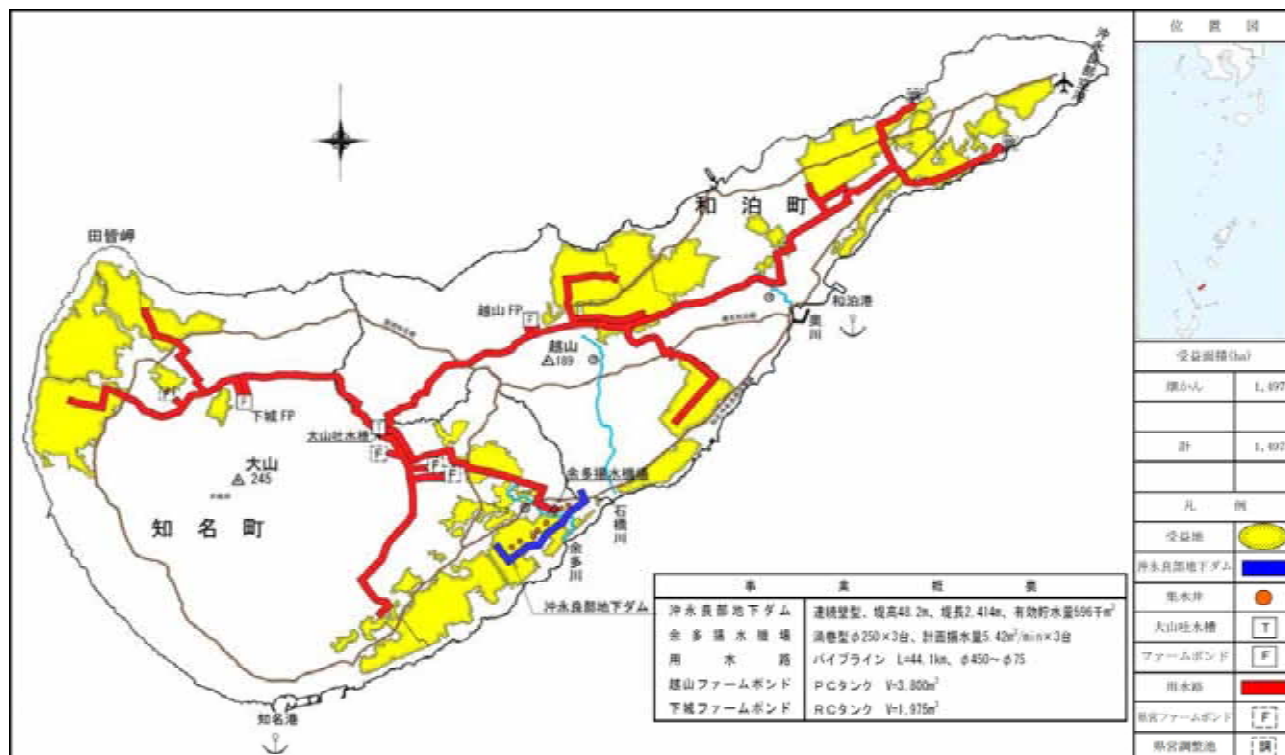
平成18年5月31日に開催した「沖永良部地区国営土地改良事業推進協議会通常総会」において、平成19年度着工について決議を行っている。

評価担当部局

農村振興局

概要図

1. 受益面積	1,497ha		
2. 受益者数	3,944人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	地下ダム	1ヶ所	25,654百万円
	揚水機場	1ヶ所	780百万円
	用水路	44.1km	4,762百万円
	ファームポンド	2ヶ所	804百万円
4. 国営総事業費	32,000百万円		



平成１９年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：九州農政局）（地区名：沖永良部地区）

１．必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
１．事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
２．技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
３．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
４．農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☐
５．環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
６．事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

2. 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。 農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。 水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。 老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。	☐ ○ ☐ ○ ☐ ☐
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。 高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。 一般被害等の軽減にも寄与するものである。 地元の事業推進体制が整備されている。 関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。 関連する他事業との調整が図られている。 施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☐ ○ ☐ ○ ☐ ○ ☐ ○ ☐ ☐ ○ ☐ ○ ☐ ○ ☐ ○ ☐ ○ ☐ ○

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

3．特定監視項目（国営かんがい排水事業）

項 目	評 価 の 内 容	判定
1．地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	☐
2．受益面積	・最近年の面積を把握している。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。